
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.180 2019/7/23

1 「食品衛生法において定められた公衆衛生上必要な措置の実施のためのガイドライン案」に関する御意見の募集について

7月19日、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課は標記募集を開始した。締切日は8月17日。これは、平成30年6月13日に公布された食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴い、施設の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置を厚生労働省令で定めることとなるが、その実施のためのガイドラインを策定するものである。

ガイドライン案の構成は次のとおり。

第1 一般衛生管理（改正食品衛生法50条の2第1項第1号関係）

施設の内外の清潔保持、ねずみ及び昆虫の駆除その他一般的な衛生管理に関する基準について

第2 HACCPに基づく衛生管理（改正食品衛生法第50条の2第1項第2号関係）

危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組に関する基準について

第3 HACCPの考え方を取り入れた衛生管理（改正食品衛生法第50条の2第1項第2号関係）

法第50条の2第1項第2号の政令で定める小規模な事業者が行う取り扱う食品の特性に応じた取組（簡略化された取組）の基準は、厚生労働省が確認をした手引書の内容とする。

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495190140&Mode=0>